

南信州広域連合民間患者等搬送事業に対する指導及び認定に関する要綱（平成11年南信州広域連合訓令第21号）の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年6月1日

南信州広域連合  
広域連合長 佐藤 健

南信州広域連合民間患者等搬送事業に対する指導及び認定に関する要綱の一部を改正する訓令

題名を次のように改める。

南信州広域連合患者等搬送事業に対する指導及び認定に関する要綱

「民間患者等」を「患者等」に改める。

第3条第3号中「次の各号の一」を「次のアからウまでのいずれか」に改め、同条第4号中「乗務員の要件」を「ストレッチャー及び車椅子等を固定できる患者等搬送用自動車（以下「患者等搬送用自動車（兼用）」という。）の乗務員の要件」に、「患者等搬送用自動車の乗務員」を「患者等搬送用自動車（兼用）の乗務員」に、「次の各号の一」を「次のア又はイ」に改め、同号イ中「次の各号に」を「次に」に、「救急法の適任証」を「救急法の認定証」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(4)の2 車椅子のみを固定できる患者等搬送用自動車（以下「患者等搬送用自動車（車椅子専用）」という。）の乗務員の要件

患者等搬送用自動車（車椅子専用）の乗務員は、満18歳以上の者で、次のア又はイに該当するものを充てるものとする。

ア 前号ア又はイに掲げる者

イ 次条第1項に規定する消防機関が行う講習を修了した者で、患者等搬送乗務員適任証（車椅子専用）（様式第1号の2。以下「適任証（車椅子専用）」という。）の交付を受けている者

第3条第5号中「運行体制」を「患者等搬送用自動車（兼用）による患者等搬送事業の運行体制」に、「民間患者等搬送事業者」を「患者等搬送用自動車（兼用）による患者等搬送事業者」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(5)の2 患者等搬送用自動車（車椅子専用）による患者等搬送事業の運行体制

患者等搬送用自動車（車椅子専用）による患者等搬送事業を行う患者等搬送事業者は、患者等搬送用自動車（車椅子専用）1台につき第3条第4号の2の要件を満たす1名以上の乗務員をもって業務を行わせるものとする。この場合において、搬送中に容態が急変する可能性が高いとき、その他消防長が必要と認めるときは、医師等を同乗させ又は同号の要件を満たす乗務員数を2名以上とする等の体制を確保するよう努めなければならない。

第3条第6号イ中「次条第1項」を「次条第2項」に改め、同条第7号ア中「患者等搬送用自動車」を「患者等搬送用自動車（兼用）」に、「自動車電話等、緊急連絡」を「携帯が可能な通信機器等、連絡」に改め、同号イをウとし、同号アの次に次のように加える。

イ 患者等搬送用自動車（車椅子専用）は、次に掲げる構造及び設備を有するものであること。

- (ア) 十分な緩衝装置を有すること。
- (イ) 換気及び冷暖房装置を有すること。
- (ウ) 乗務員が業務を実施するために必要なスペースを有すること。
- (エ) 車椅子を確実に固定できる構造であること。
- (オ) 車椅子の乗降を容易にするための装置を備えていること。
- (カ) 携帯が可能な通信機器等、連絡に必要な設備を有していること。

第4条の見出し中「適任証」を「適任証等」に改め、同条第1項中「という。）」の次に「及び患者等搬送乗務員基礎講習（車椅子専用）（以下「基礎講習（車椅子専用）」という。）」を加え、同条第2項中「基礎講習」の次に「及び基礎講習（車椅子専用）」を加え、同条第6項中「基礎講習」の次に「、基礎講習（車椅子専用）」を加え、同条第8項中「適任証」を「適任証等」に改め、同条第9項中「適任証」を「適任証等」に改め、「登録しておく」を「登録する」に改め、同条第10項中「適任証」を「適任証等」に、「第1項の定期講習」を「第2項の定期講習」に改め、同条第11項中「適任証」を「適任証等」に改め、同条第12項中「適任証」を「適任証等」に、「暑」を「者」に、「前項」を「前号」に改め、同条第13項中「適任証」を「適任証等」に改める。

第5条第1項第1号中「一般乗用旅客自動車運送事業免許取得者」を「一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けた者」に改め、同項第2号を削除し、同項第3号を第2号とし、「一般貸切旅客自動車運送事業の免許取得者」を「一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けた者」に、同項第4号を第3号とし、同項第5号中「無償自動車運送事業の届出者」を「自家用有償旅客運送の登録を受けた者」に改め、同条第4項中「自動車認定マーク」という。）の次に「、患者等搬送事業者（車椅子専用）認定マーク（別図3の2。以下「事業者（車椅子専用）認定マーク」という。）及び患者等搬送用自動車（車椅子専用）認定マーク（別図4の2。以下「自動車（車椅子専用）認定マーク」という。）」を加え、同項第2号中「自動車認定マーク」の次に「又は事業者（車椅子専用）認定マーク及び自動車（車椅子専用）認定マーク」を加え、同項第3号中「様式第12号イ」を「様式第12号の2」に改め、同条第8項第1号中「事業者認定マーク」の次に「又は事業者（車椅子専用）認定マーク」を加え、同項第2号中「自動車認定マーク」の次に「又は自動車（車椅子専用）認定マーク」を加え、同条第10項中「次の各号に」を「次のいずれかに」に改め、同条第11項中「認定業者」を「認定事業者」に、「次の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、同項中「自動車認定マーク」の次に「、事業者（車椅子専用）認定マーク及び自動車（車椅子専用）認定マーク」を加え、同項第1号中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改め、同条第12号第1号中「認定業者」を「認定事業者」に改め、同項第2号中「認定業者」を「認定事業者」に、「次の各号の一」を「次のアからエまでのいずれか」に、「(ア)」を「ア」に、「(イ)」を「イ」に、「(ウ)」を「ウ」に、「(エ)」を「エ」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 認定事業者は、事業に関し、消防長から求めがあったときは、消防長に報告するものとする。

第5条の次に次の1条を加える。

（補則）

第6条 この要綱に定めるもののほか、指導及び認定の実施に関し必要な事項は、消防長が別に定める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

患者等搬送用自動車に積載する資器材

項目	品名
呼吸管理用資器材	人工蘇生バック※1 ポケットマスク
保温・搬送用資器材	敷物※1 保温用毛布 担架 まくら※1
創傷等保護用資器材	三角巾 ガーゼ 包帯 タオル ばんそうこう
消毒用資器材	噴霧消毒器 各種消毒薬
その他の資器材	ハサミ マスク ピンセット※1 手袋 膿盆 汚物入れ 体温計等 AED（自動体外式除細動器）※2

- ※1に示す資器材は、患者等搬送用自動車（車椅子専用）への積載を任意とする。
- ※2に示す資器材は、患者等搬送用自動車（兼用）及び患者等搬送用自動車（車椅子専用）への積載を任意とする。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第4条関係）

1 患者等搬送乗務員基礎講習

科目	時間数	
	基礎講習	基礎講習 （車椅子専用）
総論	1	1
観察要領及び応急処置	13	9
体位管理要領	2	1

車両資器材の消毒及び感染防止要領	2	2
消防機関との連携要領	2	1
搬送法	2	1
修了考査	2	1
合計	24	16
※ 科目の1時間は、45分とする。		
合否の判定は、基礎講習と基礎講習（車椅子専用）を共通とする。		
講習科目	配点	合格点
実技	観察要領	20
	応急処置	40
筆記	総論、消防機関との連携要領	20
	車両資器材の消毒及び感染防止要領	20
合計	100	80点以上

## 2 定期講習

科目	時間数
観察要領及び応急処置	2
体位管理	1
合計	3

※ 科目の1時間は、45分とする。

## 3 補完講習

科目	時間数
総論、消防機関との連携要領	1
観察要領及び応急処置	2
患者等の観察、心肺蘇生法等の応急処置	3
修了考査	1
合計	7

※ 科目の1時間は、45分とする。

合否の判定

講習科目	配点	合格点
総論、消防機関との連携要領	20	16点以上
車両資器材の消毒及び感染防止要領	30	24点以上
患者等の観察、心肺蘇生法等の応急処置	50	40点以上
合計	100	80点以上

別表第4第1項中「基礎講習、」の次に「基礎講習（車椅子専用）」を加え、「次の一に」を「次の各号のいずれかに」に、「1」を「(1)」に、「2」を「(2)」に、「3」を「(3)」に、「4」を「(4)」に改める。

別表第5第1項中「乗務員基礎講習及び」の次に「患者等搬送乗務員基礎講習（車椅子専用）」を加え、同表第1項第1号中「(ア)」を「ア」に、「(イ)」を「イ」に改め、同項第3号中「基礎講習」の次に「・基礎講習（車椅子専用）」を加え、同項第4号中「基礎講習」の次に「・基礎講習（車椅子専用）」を加え、同表第2項第1号中「前記1」を「前項」に改め、同項第3号中「講習受講（修了）者名簿」を「適任証等の定期講習受講欄」に改め、同表第3項第1号中「看護婦」を「看護師」に改め、同号イ中「前(1)」の次に「ア」を加え、同項第3号中「民間患者等搬送乗務員証」を「適任証等」に、「適任証」を「適任証等」に改め、「交付する。」の次に「第3条第4項イ(イ)に該当するものは、同表第1項(1)、(2)により補完講習を受講し、特例認定と認めると

きは、適任証等を交付する。」を加える。

別図1第2項中「運輸省」を「国土交通省」に改め、同図第4項中「患者等搬送用自動車認定マーク」の次に「又は患者等搬送用自動車（車椅子専用）認定マーク」を加える。

別図2中「消防本部が定める」を「飯田広域消防本部が定める」に改める。

別図3の次に次のように1図を加える。

別図3の2 (第5条関係)

患者等搬送事業者(車椅子専用)認定マーク



(備考)

- 地・・・ピンク色、文字・・・黒色、マーク・・・金色
- 縦 36 cm、横 23.7 cm

別図4の次に次のように1図を加える。

別図4の2 (第5条関係)

患者等搬送用自動車(車椅子専用)認定マーク



(備考)

患者等搬送用自動車(車椅子専用)認定マークは、自動車後面であって運転者の視野を妨げない見やすい位置に貼付するものとする。

- 地・・・ピンク色 文字・・・黒色 マーク・・・金色
- マーク直径・・・9 cm
- 縦・・・36 cm 横・・・23.7 cm

様式第1号の内面を次のように改める。

内面 (第1面)	(第2面)			
<p>氏名 <small>がな</small> 年 月 日生</p> <p>本籍 飯田広域消防本部 年 月 日交付</p> <p>写真 30mm 40mm</p> <p>飯田広域消防 押出し印</p> <p>上記の者は、患者等搬送乗務員に適することを証する。</p> <p>飯田広域消防本部 消防長 印</p>	再講習受講欄			
	年月日	実施署	年月日	実施署

200mm

70mm

様式第1号の次に次の1様式を加える。  
 様式第1号の2（第3条関係）

表紙（裏）

（表）

<p>※患者等搬送業務に従事する場合は必ず携帯すること。</p>	<p>第 号</p>  <p>患者等搬送乗務員          適任証          （車椅子専用）          飯田広域消防本部</p>
----------------------------------	--

200mm

70mm

（注） 地色は水色とし、文字は黒色とする。

内面（第1面）

（第2面）

<p> <span style="font-size: small;">ふりがな</span>            氏名            年 月 日生            本籍            飯田広域消防本部            年 月 日交付            写真            飯田広域消防            押出し印            上記の者は、患者等搬送乗務員            （車椅子専用）に適することを証する。            飯田広域消防本部 消防長 印         </p>	<p>再講習受講欄</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">年月日</th> <th style="width: 25%;">実施署</th> <th style="width: 25%;">年月日</th> <th style="width: 25%;">実施署</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	年月日	実施署	年月日	実施署																								
年月日	実施署	年月日	実施署																										

200mm

70mm

様式第3号中

「

基礎講習 定期講習 補完講習

を

」

「

基礎講習 基礎講習（車椅子専用） 補完講習

に改める。

」



「

暖房設備	有無	通信装置種別	電話、無線、ファクシミリ
------	----	--------	--------------

」

を

「

暖房設備	有無	通信装置種別	電話、無線、ファクシミリ
種別	ストレッチャー及び車椅子		車椅子専用

」

に改める。

様式第10号中「別表第5関係」を「第5条関係」に、

「

管理責任者職氏名	
----------	--

」

を

「

管理責任者職氏名	
自動車の形態	患者等搬送用自動車(兼用) 患者等搬送用自動車(車椅子専用)

」

に、

「

1	乗務員の資格要件	適 不適	
2	患者等搬送用自動車の要件	(1) 車内の広さ	適 不適
		(2) 定員	適 不適
		(3) 換気及び冷暖房	適 不適
		(4) ストレッチャー等の固定	適 不適
		(5) ストレッチャーの大きさ	適 不適
		(6) ストレッチャーの固定ベルト	適 不適
		(7) 通信連絡等	適 不適
3	車両の外観	適 不適	
4	車体表示	適 不適	
5	積載資機材	適 不適	
6	消毒記録表	適 不適	
7	服装	適 不適	

」

を

「

1	乗務員の資格要件	適 不適	
2	1台あたりの乗務体制	適 不適	
3	患者等搬送用自動車の要件	(1) 緩衝装置	適 不適
		(2) 換気及び冷暖房	適 不適
		(3) 室内のスペース	適 不適
		(4) ストレッチャー又は車椅子の固定	適 不適
		(5) 乗降を容易にする装置	適 不適
		(6) 通信・連絡装置	適 不適
4	車両の外観	適 不適	
5	積載資機材	適 不適	
6	車両・資器材の消毒体制	適 不適	
7	乗務員の服装	適 不適	

」

に、

「

「 9 運輸大臣の免許等 」 を 「 9 国土交通省免許、登録の状況等 」 に改める。

」

」

様式第11号中「非認定」を「否認定」に、「課」を「課・署」に改める。

様式第12号中「別表第5関係」を「第5条関係」に改める。

様式第12号イ中「第12号イ」を「第12号の2」に

「

患者等搬送用自動車の 保有台数	台
患者等搬送乗務員 適任証の保有者数	名

」

を

「

患者等搬送用自動車の保有台数	患者等搬送用自動車(兼用) 台 患者等搬送用自動車(車椅子専用) 台
患者等搬送乗務員 適任証の保有者数	適任証 名 適任証(車椅子専用) 名

」

に改める。

様式第13号中

「

事業所名	
------	--

」

を

「

申請区分	患者等搬送用自動車(兼用)による患者等搬送事業 患者等搬送用自動車(車椅子専用)による患者等搬送事業
事業所名	

」

に改める。

様式第15号中「別表第5関係」を「第5条関係」に改める。

様式第17号中

「

管理責任者職氏名	
----------	--

」

を

「

管理責任者職氏名	
自動車の形態	患者等搬送用自動車(兼用) 患者等搬送用自動車(車椅子専用)

」

に、

「

1	乗務員の資格要件	
2	患者等搬送用自動車の要件	(1) 車内の広さ
		(2) 定員
		(3) 換気及び冷暖房
		(4) ストレッチャー等の固定
		(5) ストレッチャーの大きさ
		(6) ストレッチャーの固定ベルト
		(7) 通信連絡装置
3	車両の外観	
4	車体表示	
5	積載資機材	
6	消毒記録表の表示	
7	服装	
8	パンフレット等への表示	
9	運輸大臣の免許等	

」

を

1	乗務員の資格要件	
2	1台当たりの乗務体制	
3 患者等搬送用自動車の要件	(1) 緩衝装置	
	(2) 換気及び冷暖房	
	(3) 室内のスペース	
	(4) ストレッチャー又は車椅子の固定	
	(5) 乗降を容易にする装置	
	(6) 通信・連絡装置	
4	車両の外観	
5	積載資機材	
6	車両・資器材の消毒体制	
7	乗務員の服装	
8	パンフレット等への表示	
9	運輸大臣の免許等	

に改める。

様式第18号中

民間患者等搬送乗務員基礎講習 民間患者等搬送乗務員定期講習
----------------------------------

を

患者等搬送乗務員基礎講習 患者等搬送乗務員基礎講習(車椅子専用) 患者等搬送乗務員定期講習 補完講習
---

に改め、

「1 乗務員定期講習の場合は」を「1 患者等搬送乗務員定期講習の場合は」に改める。  
様式19号中

「

民間患者等搬送乗務員基礎講習  
民間患者等搬送乗務員定期講習

を

」

「

患者等搬送乗務員基礎講習  
患者等搬送乗務員基礎講習(車椅子専用)  
患者等搬送乗務員定期講習  
補完講習

に改め、

」

「

ふりがな  
氏名

を

「

ふりがな  
氏名  
生年月日

に改め、

」

「1 写真は、受講申請前1か月以内に撮影した正面上半身像(3cm×4cm)のもので、その裏面に撮影年月日、氏名年齢を記載したものを添付してください。」を「1 写真は、患者等搬送乗務員定期講習には必要ありません。」に、「2 写真は、民間患者等搬送乗務員講習のみに添付してください。」を「2 写真は、受講申請前1か月以内に撮影した正面上半身像(3cm×4cm)のもので、その裏面に撮影年月日、氏名年齢を記載したものを添付してください。」に改める。

様式第21号中に「患者等搬送乗務員基礎講習(車椅子専用)」を加える。

様式第22号中「乗務員基礎講習経過」を「乗務員講習経過」に改める。

附 則

この訓令は、令和3年6月1日から施行する。